宗像市学校給食管理規則

（趣旨）

第１条　この規則は、宗像市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）において単独校調理場により実施する学校給食に関し、その適正かつ円滑な運営及び管理に資するための基本的な事項を定めるものとする。

（目標）

第２条　宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第２条各号に掲げる目標の達成を念頭に置き、各学校において教育計画の一環として学校給食を実施するものとする。

（学校給食の管理及び運営）

第３条　学校給食は、教育委員会が管理する。

２　学校給食の運営は、教育委員会の指導又は助言により、当該学校の校長が計画し、管理し、職員を指揮監督して行うものとする。

（保護者との連携）

第４条　校長は、学校給食の運営に当たっては、保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。）との連携を密にするよう努めなければならない。

（学校給食運営委員会）

第５条　校長は、学校給食の円滑な運営を図るため、保護者等により組織する学校給食運営委員会を設置し、意見を求めることができる。

（学校給食の指導）

第６条　校長は、学校給食の指導計画を立案し、職員の中から選任した学校給食主任により、当該計画を推進させるものとする。

（学校給食の献立）

第７条　学校給食栄養管理者（学校給食法第５条の３に規定する学校給食栄養管理者をいう。）は、献立の作成に当たっては、多様な食品を組み合わせ、栄養的に偏りのない食事となるように配慮するものとする。

（学校給食用物資の調達）

第８条　校長は、学校給食用物資の購入に当たっては、地元産品の使用に配慮しつつ、安全かつ効率的な方法により調達しなければならない。

（学校給食用物資の納入者）

第９条　校長は、学校給食用物資を納入する者に対し、学校給食の趣旨を十分理解させ、安全な食品の供給及び衛生管理について徹底させなければならない。

（衛生管理）

第１０条　校長は、学校給食の衛生管理について常に注意を払うとともに、学校給食に関わる者に対し、衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮し

なければならない。

２　校長は、衛生管理体制を整備し、安全な学校給食を実施するために職員のうちから衛生管理責任者を定めなければならない。

３　衛生管理責任者は、学校給食の実施過程において衛生管理の徹底に努めなければならない。

（事故報告等）

第１１条　校長は、学校給食の実施過程において事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（学校給食費）

第１２条　学校給食費（学校給食法第６条第２項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）は、保護者が負担するものとする。

２　校長は、児童又は生徒のほか、次に掲げる者に学校給食を実施し、その費用を負担させることができる。

（１）　各学校に在職する職員

（２）　校長が必要と認める者

３　校長は、学校給食費に関する会計の事務処理を公正、確実かつ迅速に行わなければならない。

４　校長は、学校給食費に関する会計の決算報告書を作成し、翌年の 5 月末日までに、当該決算報告書に監査報告書を添えて教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、疑義が生じた場合には関係書類の提出を校長に求めることができる。

（雑則）

第１３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。